

さいたま市さいたま北部医療センター跡地利活用事業者選定委員会
会条例を廃止する条例をここに公布する。

令和8年 3 月 16 日

さいたま市長

清水 人

さいたま市条例第 25 号

さいたま市さいたま北部医療センター跡地利活用事業者選定委員会条例を廃止する条例

さいたま市さいたま北部医療センター跡地利活用事業者選定委員会条例（令和 4 年さいたま市条例第 37 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。